

サイバー警察局サイバー企画課 標準文書保存期間基準

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
法律の制定又は改廃及びその経緯(第1)	(1)～(7)	所管法令	不正アクセス行為の禁止等に関する法律・下位法令	不正アクセス行為の禁止等に関する法律改正(○年度)	20年	移管
内閣府令、国家公安委員会規則その他の規則の制定又は改廃及びその経緯(第4)	(1)～(5)	所管法令	不正アクセス行為の禁止等に関する法律・下位法令	不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則改正(○年度)	20年	移管
他所属との調整に関する事項			協議・照会	協議・照会対応 ○年度	3年	廃棄
				協議・照会対応 ○年度<協議等のうち定型的なもの>	1年未満	廃棄
条約その他の国際約束の締結及びその経緯(第2)	(1)	(サイバー企画) サイバー渉外	条約関連	サイバー犯罪条約第二追加議定書 ○年度	30年	廃棄
条約その他の国際約束の締結及びその経緯(第2)	(1)			国連サイバー犯罪新条約 ○年度	30年	廃棄
海外出張手続き及びその他事務手続きに関する事項			事務手続	事務連絡等(○年度)	1年	廃棄
多国間又は二国間協議に関する事項			会議	国際会議対応 ○年度	5年	廃棄
機構及び定員に関する事項(第15)			組織増員要求	○年度 組織要求	3年	廃棄
				○年度 増員要求	3年	廃棄
閣議の決定又は了解及びその経緯(第5)				○年 質問主意書(総まとめ)	20年	移管
				○年 質問主意書(問まとめ)	20年	廃棄
国会及び審議会等における審議等に関する事項(第19)			国会対応	○年 政党資料提出要求	10年	廃棄
				○年 国会連絡事項	1年	廃棄
				○年 国会対応等	10年	廃棄
栄典又は表彰に関する事項(第18)			表彰	表彰関係	1年	廃棄
				平成○年度 法令協議	10年	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
サイバーセキュリティ対策に関する事項		(サイバー企画) 企画調査	企画・調整	通達・通知(○年度・10年保存)	10年	廃棄
				通達・通知(○年度・5年保存)	5年	廃棄
				通達・通知(○年度・3年保存)	3年	廃棄
				通達・通知(○年度・1年保存)	1年	廃棄
				各種協議等(○年度)	3年	廃棄
				各種協議等(○年度)＜協議等のうち定型的なもの＞	1年未満	廃棄
				情報公開(○年度)	5年	廃棄
				事案報告(○年度・1年未満)	1年未満	廃棄
				内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)	各種協議等(○年度)＜協議等のうち定型的なもの＞	1年未満
			サイバーセキュリティ20XX		3年	廃棄
			政府のサイバーセキュリティに関する予算調べについて(○年度)		3年	廃棄
			重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画(○年度)		3年	廃棄
			各府省セキュリティ・IT人材確保育成計画(○年度)		3年	廃棄
			普及啓発・人材育成専門調査会(○年度)		3年	廃棄
			サイバーセキュリティ月間(○年度)		3年	廃棄
			サイバーセキュリティ戦略本部会合(○年度)		3年	廃棄
			サイバーセキュリティ協議会(○年度)		3年	廃棄
			広報		警察庁後援名義使用(○年度)	1年
			サイバー空間をめぐる脅威の情勢等	サイバー空間をめぐる脅威の情勢等(○年度)	3年	廃棄
			会議	サイバーセキュリティ政策会議(○年度)	10年	廃棄
	国立研究開発法人情報通信研究機構法関係	国立研究開発法人情報通信研究機構法関係(○年度)	10年	廃棄		
事務手続に関する事項		事務手続	申請(警察情報システム関係)(○年度)	1年	廃棄	
文書の管理等に関する事項(第20)		文書管理	標準文書保存期間基準	常用	廃棄	
政策評価に関する事項(第16)		政策評価	政策評価(○年度)	3年	廃棄	

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置	
警察白書に関する事項			警察白書	警察白書(○年度)	3年	廃棄	
				サイバーコンテスト	1年	廃棄	
				情報処理安全確保支援士登録資格認定(○年度・1年保存)	1年	廃棄	
				集合教養(○年度・3年保存)	3年	廃棄	
				集合教養(○年度・1年保存)	1年	廃棄	
サイバーセキュリティの予算に関する事項		(サイバー企画) 予算	予算関係	サイバー関係予算要求(○年度)	3年	廃棄	
				通達・通知(○年度・1年保存)	1年	廃棄	
			行政事業レビュー	行政事業レビュー(○年度)	3年	廃棄	
			執行関係	執行管理(○年度・1年保存)	1年	廃棄	
				調達資料(○年度・1年保存)＜調達に係る業務のうち重要でないもの＞ 調達資料(○年度・5年保存)＜調達に係る業務のうち重要なもの＞	1年	廃棄	
所管行政に関する事項		(サイバー企画) 対策防犯	実態調査	不正アクセス行為対策等の実態調査及びアクセス制御機能に関する技術開発の状況等に関する調査(○年度)	10年	廃棄	
			インターネット・ホットライン	インターネットホットライン業務の外部委託(○年度)	5年	廃棄	
			申報	都道府県警察からの報告(○年度)	3年	廃棄	
			広報啓発	広報啓発資料(○年度)	1年	廃棄	
			サイバーパトロール	サイバーパトロール業務の外部委託(○年度)	5年	廃棄	
				サイバーパトロール業務報告(○年度)	5年	廃棄	
			インターネット上の違法情報・有害情報対策	インターネット上の自殺予告事案への対処(○年)	3年	廃棄	
			警察庁後援名義申請	警察庁後援名義申請(○年度)	1年	廃棄	
		(サイバー企画) 官民連携推進	日本サイバー犯罪対策センター	データ情報共有に係る運用要領別記様式利用記録簿(○年度)	1年	廃棄	
				契約書・協定書等	常用	廃棄	
				事務連絡等	1年	廃棄	
					通達・通知(○年度・5年保存)	5年	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置			
		(サイバー企画) 官民連携企画	企画・調整	通達・通知(○年度・3年保存)	3年	廃棄			
				通達・通知(○年度・1年保存)	1年	廃棄			
文書の取扱いに関する事項		(サイバー企画) 公文書取扱	文書管理	秘密文書管理簿ファイル	常用	廃棄			
人事管理に関する事項			勤務時間管理	超過勤務命令簿(○年度)	5年	廃棄			
				管理職特別勤務実績簿・整理簿(○年)	5年	廃棄			
				振替・代休日指定簿(○年)	5年	廃棄			
				運転日誌(○年度)	1年	廃棄			
				出勤簿(○年)	5年	廃棄			
				休暇簿(○年)	5年	廃棄			
				早出遅出勤務申請書(○年)	5年	廃棄			
				テレワーク申請書(○年度)	5年	廃棄			
			休暇承認権等の委任	5年	廃棄				
						個人番号関係	源泉徴収票等作成資料管理簿(○年)	1年	廃棄
			庶務一般	運転日誌(○年度)	常用	廃棄			
会計に関する事項		(サイバー企画) 庶務	支出関係文書	旅行命令簿(○年度)	5年	廃棄			
				旅行依頼簿(○年度)	5年	廃棄			
				執行伺(○年度)	5年	廃棄			
				立替払伺(○年度)	1年	廃棄			
				タクシー券乗車使用簿(○年度)	1年	廃棄			
				支出関係文書廃棄書(○年度)	5年	廃棄			
							物品取得書(○年度)	5年	廃棄
							再委託承認申請(○年度)	5年	廃棄
							検査書(○年度)	5年	廃棄
							物品供用(供用換)書(○年度)	5年	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
			物品管理	物品管理換・供用換・返納書(○年度)	5年	廃棄
				役務要求伺(○年度)	5年	廃棄
				物品使用書(○年度)	1年	廃棄
				中央調達物品(調達完了)通知書(○年度)	5年	廃棄
				物品供用簿(○○)(○年度)	5年	廃棄
			情報通信	外部記録媒体管理簿(○年度)	5年	廃棄
				外部記録媒体・端末等持出(○年度)	5年	廃棄
				支給携帯電話機管理簿(○年度)	5年	廃棄

備考

- 1 保存期間の設定に際しては、警察庁における行政文書の管理に関する訓令(平成23年警察庁訓令第9号)第13条第4項(歴史公文書等)及び第5項(意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書)に該当するものを除き、次の類型に該当する文書その他文書管理者が1年以上の保存を要しないと判断する文書については、保存期間を1年未満とすることができる。
- (1) 正本が別に管理されている行政文書の写し
  - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
  - (3) 出版物や公表物を編集した文書
  - (4) 警察庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
  - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
  - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- 2 前項の規定により1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含むなど、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

※ 事項欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたどの「事項」に該当するかを記載する。(なお、別表第1に示された「事項」に該当しない場合は、行政文書ファイルが作成される業務の内容を簡記すること。)

※ 業務欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたどの「業務」に該当するか番号を記載する。(なお、別表第1において「業務」欄が区分されていない場合で、同表の定める保存期間が適用されるものについては「○」印を記載し、適用されないものについては空欄とすること。)